

# 協同農業普及事業の実施に関する方針

平成23年3月策定

佐 賀 県

# 目 次

|    |                                    |   |
|----|------------------------------------|---|
| 第1 | 基本的な考え方.....                       | 1 |
| 第2 | 普及指導活動の課題 .....                    | 1 |
| 1  | 意欲ある担い手の育成 .....                   | 1 |
| 2  | 消費者から選ばれる農産物（商品）づくりとブランド力向上.....   | 2 |
| 3  | 人と環境にやさしい農業の推進.....                | 2 |
| 4  | 中山間地域農業の振興.....                    | 2 |
| 5  | 食と農の絆の輪（わ）の拡大.....                 | 3 |
| 第3 | 普及指導員の配置に関する事項 .....               | 3 |
| 第4 | 普及指導員の資質の向上に関する事項.....             | 3 |
| 1  | 研修の考え方 .....                       | 3 |
| 2  | 計画的な研修の実施.....                     | 4 |
| 3  | 普及指導員の調査研究等の充実強化.....              | 4 |
| 4  | 自己研鑽による資質向上.....                   | 4 |
| 5  | 人事交流の促進.....                       | 4 |
| 6  | 普及指導手当.....                        | 5 |
| 第5 | 普及指導活動の方法に関する事項.....               | 5 |
| 1  | 普及指導活動の重点化.....                    | 5 |
| 2  | 試験研究、普及指導及び研修教育による一体的な取組の充実強化..... | 5 |
| 3  | 効率的かつ効果的な普及指導活動体制の整備.....          | 5 |
| 4  | 民間との連携の在り方.....                    | 8 |
| 5  | 研修教育の充実強化.....                     | 8 |
| 第6 | その他協同農業普及事業の実施に関する事項.....          | 9 |
| 1  | 行政施策の活用.....                       | 9 |
| 2  | 農業改良普及推進協議会.....                   | 9 |
| 3  | 都道府県間の連携の強化.....                   | 9 |
| 4  | 他産業との連携の確保.....                    | 9 |
| 5  | 農業に関する教育への協力.....                  | 9 |

## 第1 基本的な考え方

本県の農業・農村をめぐる情勢は、農業の担い手の減少や高齢化の進展、農地面積の減少など地域の活力が低下し、加えて、農業資材等の高騰や農産物価格の下落などから農家所得が大幅に減少するなど厳しい状況が続いている。一方、環境や食の安全・安心に対する消費者の関心は従来にもまして高まっている。

このような状況に的確に対処し、地域農業の振興を図るため、普及事業については関係機関との役割分担や連携強化を図り、効率的かつ効果的な推進に努める。

その展開に当たっては、

- ・ 農業の担い手の技術及び経営に関する課題解決への支援
- ・ 地域農業全体が抱える課題の解決への支援

に重点化するとともに、普及事業の高度化・効率化を図るため、新しい技術の開発を行う試験研究機関と青年農業者等の養成を行う農業者研修教育施設との一体的な取組を充実強化する。

## 第2 普及指導活動の課題

本県農業の持続的発展を図るため、2006年2月に『佐賀県「食」と「農」の振興計画』を策定し、「農業経営者が意欲をもって取り組める魅力ある農業の実現」、「食と農と環境が調和した豊かな県民生活の実現」などを目指して、各種施策に取り組んできたところである。

本県の普及事業の展開にあたっては、引き続き『佐賀県「食」と「農」の振興計画』及び国の「食料・農業・農村基本計画」の実現に向け、次に掲げる事項を基本的な課題として取り組むものとする。

### 1 意欲ある担い手の育成

本県農業の持続的な発展を図るため、地域農業の核となる意欲的な農業者や集落営農、法人経営を育成する。

水田農業では、個別大規模農家への農地の面的集積による低コスト化や集落営農等生産組織の経営の高度化・多角化、機械等の共同利用による低コスト化に取り組む担い手を育成していく。

園芸や畜産では、収益向上のため優れた技術や経営能力を有し、「売れるものづくり」を基本として、高品質化や生産コストの低減をはじめ、経営の規模拡大や多角化などに取り組む意欲ある園芸農家や畜産農家を育成していく。

また、地域農業が将来にわたって維持・発展していくためには、新規就農者の確保と就農後のフォローアップが重要であり、「新規学卒者をはじめ、農家あと継ぎのUターン、農業外からの新規参入、農業法人への就業など幅広い就農ルートを通じて多様な人材を確保するとともに、優れた経営感覚・技術を有する意欲ある農業者として自立できるよう育成していく。

さらに、女性農業者の経営能力の向上や高齢者の豊富な知識や経験を活かした取り組みを推進するなど、多様な人材の育成に努める。

#### (1) 地域担い手の育成

- ア 土地利用型大規模農家の育成
- イ 地域営農組織及び組織リーダーの育成
- ウ 園芸・畜産の意欲ある農業者の育成
- エ 地域資源を活かした農産物の生産・加工・販売等を目指す起業者の育成

## (2) 新規就農者の確保・育成

- ア 関係機関の連携強化・役割分担による多様な新規就農者の確保・育成
- イ 就農しやすい環境・条件整備に対する支援
- ウ 技術・マネジメント研修の実施による経営感覚・技術のすぐれた意欲ある農業者の育成

## 2 消費者から選ばれる農産物（商品）づくりとブランド力向上

消費者のニーズが多様化する中、農産物の生産振興に当たっては、これまでのように「生産したものを売る」という考え方から、消費者の視点に立って、高品質で安全・安心な付加価値が高い「売れるものを生産する(商品づくり)」という発想の転換を進めることが必要となっている。

このため、消費者や実需者ニーズを的確に把握し、迅速に生産現場へ反映するなど、消費者や実需者の要望する品質の高い農産物づくりを積極的に進めるとともに、佐賀県ならではの特徴やこだわりを持った新たな農産物の生産振興を図る。

### (1) 生産性が高く実需者ニーズに対応した米・麦・大豆づくりの推進

- ア 高品質な米・麦・大豆づくりの推進
- イ 特色ある米・麦・大豆づくりによる契約栽培の促進
- ウ 経営規模の拡大や新技術の導入による省力・低コスト化の推進

### (2) 多彩で高品質な園芸作物づくりの推進

- ア 消費者ニーズに即した高品質で安全・安心な売れる園芸産地づくりの推進
- イ 分業化・労力補完システムの整備による規模拡大や省力・低コスト化の推進
- ウ 特色ある新規園芸品目生産への取組促進

### (3) 高品質で安定した畜産物づくりの推進

- ア 高品質な肉用牛・肉豚の生産、乳用牛の泌乳能力の向上の推進
- イ 自給飼料生産拡大など省力・低コスト化の推進
- ウ 家畜保健衛生所と連携した防疫対策の推進

## 3 人と環境にやさしい農業の推進

消費者の健康や食の安全に対する関心が高まる中、安全で安心な農産物の生産拡大や地球環境の保全に配慮しCO<sub>2</sub>を削減する農業の展開など、人と環境にやさしい農業を推進し、将来にわたり消費者の信頼を確保できるような取組を促進する。

### (1) 安全・安心な農産物の生産拡大

- ア 有機栽培や特別栽培、エコ農業などの環境保全型農業の普及推進
- イ 農業者の生産履歴記帳とトレーサビリティシステム、GAPへの取組の推進

### (2) 省資源型農業の推進

- ア 省エネ技術の普及推進
- イ 病害虫予察情報やIPM技術の活用による化学合成農薬削減の推進
- ウ 土壌診断及び地域資源(堆肥、わら類等)の有効活用による化学肥料削減の推進

## 4 中山間地域農業の振興

夏季冷涼な気象条件を活かした農業生産等の展開や特徴ある地域資源を活用した都市との交流の促進、更には耕作放棄地解消対策や近年被害が拡大している鳥獣被害を防止するなどして中山間地域の農業・農村の活性化を図る。

### (1) 中山間地域の特性を活かした農産物の生産・加工・販売の推進

- (2) 鳥獣被害防止対策の強化
- (3) 遊休農地解消に向けた取組の強化

## 5 食と農の絆の輪（わ）の拡大

将来にわたって本県農業・農村を振興し、豊かな県民生活を実現していくためには、消費者と農業者が「食」と「農」について同じ意識を持って相互理解を深め信頼関係を構築していくことが更に必要となっている。

このため、農業者と消費者による「食農学習」「地産地消」「都市農村交流」の取組の輪の拡大とそれぞれの取組相互の連携の輪づくりを進め、「食」と「農」の絆づくりを地域に定着し発展させ、農家の所得向上につながる取組や地域活性化に向けた取組を支援する。

- (1) 地域が主体となった食農学習の拡大
- (2) 多様な分野における県産農産物の利用による地産地消の拡大
- (3) 農業・農村体験の充実強化による魅力ある都市農村交流の拡大

## 第3 普及指導員の配置に関する事項

農業者の高度かつ多様なニーズや地域における農業の技術・経営に関する課題及び今後の長期的振興方向に的確に対応していくため、農業改良助長法に基づき、農業者に対する普及指導と普及指導活動に関する調査研究を一体的に行う普及指導員を農業改良普及センターに配置する。

また、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法を総括して、普及指導活動の総合的な企画調整、普及指導員の資質向上の支援等を担う者を農業技術防除センター専門技術部に専門技術員として配置する。

さらに、県農業大学校には、高度な技術・経営の知識を有するとともに、農業の実情に精通し、かつ、学生教育に対する情熱と高い指導力を持つ普及指導員を配置する。

なお、意欲と能力のある普及指導員を継続的に確保するため、普及指導員の受験資格が取得できる配置や普及指導員の養成を目的とした研修の実施等により、普及指導員の計画的な養成に努める。

## 第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員に求められる機能を十分に発揮し、近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図られるよう、研修の充実強化等に取り組むものとする。

### 1 研修の考え方

- (1) 基本的考え方  
農業者や地域の高度化かつ多様化するニーズに対応し、普及指導員が、

- ・地域の特性に応じて、高度な農業の技術及び知識の普及指導を行う能力
- ・地域農業全体における課題の掘り起こし・明確化及び地域との連携による課題解決に取り組む能力

を十分に発揮していくために必要な資質の習得及び向上が図られるよう、研修の計画的な充実強化に努める。

この普及指導員の研修に当たっては、先進的な農業者に対応するための技術水準、農業者等に対する実践的な指導力、農業の現場における課題解決能力等の強化、高度化を図ることを重視するとともに、市町、関係団体等と課題を共有して地域農業振興を図る観点からの研修を充実する。

## (2) 研修目標

普及指導員については、自己研鑽はもとより、県及び国が実施する研修の活用により、技術指導能力、課題解決能力を普及活動において十分に発揮し、常に農業者の高度で多様なニーズに応えうる普及指導員を育成することを目標とする。

このため、生産面はもとより、加工、流通販売、消費にわたる広範な視野や国際的な視点を養う総合的な教育研修に配慮する。

## 2 計画的な研修の実施

普及指導員の研修については、別に定める「普及指導員研修基本指針」に基づき、国及び県の研修を計画的に組み合わせながら実施する。また、先進的な農業者や試験研究機関、民間企業等と連携するものとする。

なお、任用からおおむね3年までは、

- ・新任普及指導員へは、普及指導活動という職務に早期に慣れるよう、OJTによる資質の向上に努める。
- ・経験の浅い若手普及指導員へは、農業技術防除センターの専門技術員が農業改良普及センターと連携して育成支援を行うことにより、高度な課題に対応できる普及指導員の早期育成に努めるものとする。

## 3 普及指導員の調査研究等の充実強化

普及指導員は、資質向上の観点から課題解決のための調査研究活動や、その成果の検討、共通課題の検討、情報交換等の充実強化に努める。

## 4 自己研鑽による資質向上

普及指導員には、高度な知識と技術が要求されることから、自己研鑽等によって指導に関連する公的資格の取得など自主的な資質向上に努めるものとする。

## 5 人事交流の促進

普及指導員の技術力をはじめ、総合的な指導力の向上を図る観点から、普及指導員と試験研究機関職員や関係行政部局職員との人事交流を積極的に推進する。

## 6 普及指導手当

普及指導手当については、意欲ある優秀な人材の確保を図る観点から、その適正な運用に努める。

## 第5 普及指導活動の方法に関する事項

普及指導活動の効率的かつ効果的な実施を図るため、次の点に留意する。

### 1 普及指導活動の重点化

普及指導活動については、活動対象を明確にし、地域の特性に応じて高度な農業の技術及び知識を組み立て、それを実証する等の方法を用いて、

- ・ 農業の担い手の技術及び経営に関する課題解決への支援
- ・ 地域農業全体が抱える課題の解決への支援

に重点化し、その成果の波及を図る。

#### (1) 普及指導活動の対象

普及指導活動の対象者は、認定農業者、青年農業者をはじめとする経営改善に意欲的な農業経営者及びその集団、新規就農者、経営参画に意欲的な女性農業者に重点化するものとする。

また、集落営農の推進や特色ある産地づくり、環境保全型農業、活力ある村づくり等に取り組む農業者・団体・地域に対して普及指導活動を重点的に行う。

#### (2) 普及指導活動の重点化に伴う留意点

プロジェクト課題・重点課題に対応して、担当及び担当を横断したチームによる課題解決に向けた重点的・総合的な普及指導活動を展開する。

また、効率的な活動展開を図るため、市町・農業協同組合等との課題を共有化するとともに、役割分担を明確にしながら成果が得られるように努める。

### 2 試験研究、普及指導及び研修教育による一体的な取組の充実強化

試験研究機関と研究計画段階から課題の共有化を図るとともに、開発された新技術等の農業者等への迅速かつ的確な移転を図るため、現地実証試験等との一体的な取組みを充実強化する。

さらに、普及指導活動の課題の内容に応じて、大学等との連携に努める。

また、意欲ある次世代を担う青年農業者を確保するため、農業大学校や(財)佐賀県青年農業者育成センターとの連携を充実強化する。

### 3 効率的かつ効果的な普及指導活動体制の整備

#### (1) 普及指導活動体制

##### ア 農業改良普及センター

##### (ア) 設置の考え方

農業改良普及センターは、現地での活動を本務とする普及指導員の活動拠点並びに農業者等に対する情報提供及び相談業務を担う機関として、管轄地域の農業・農村の

実態や今後の長期的振興方向等を考慮し、効率的な普及指導活動が行えるよう設置する。

(イ) 活動体制

具体的な担当の配置や業務などの活動体制については別に定める。

(ウ) 普及指導員の活動内容

a 農業者の直接指導

巡回指導、営農相談、課題解決のための実証試験の実施、研修会の開催等の他、制度資金等の農政施策を活用しつつ計画的な普及活動を行う。

b 調査研究

地域農業の実態調査や資料調査、地域の特性に応じた農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識を組み立て、技術や方法の実証、適応試験、実験研究を実施する。

c 普及情報の収集、分析及び提供

農業経営及び地域農業の活性化に関する技術・知識、普及指導活動事例、農業者の意向等の普及指導活動に必要な情報を調査研究など通じ収集、分析・加工し農業者等に提供する。

d 関係機関との連携

市町、団体、県機関との連携を図り共通認識を醸成するとともに、役割分担を明確にして、それぞれの機能を発揮させることにより課題解決を図る。

また、関係機関・団体による事業の計画策定、事業実施等に当たり、技術・経営の指導や組織づくりを支援する。

(エ) 農業改良普及センター等の情報提供・営農相談機能の強化

インターネット等による情報通信システムや情報閲覧施設、土壌・生物診断施設、営農相談施設、経営管理研修施設等を活用し、関係機関との役割分担のもと、情報提供や営農相談機能の充実強化を図る。

イ 農業技術防除センター専門技術部

(ア) 設置の考え方

農業技術防除センター専門技術部は、県の農業振興の基本方向を踏まえ、普及指導員に対する指導並びに県段階における技術対策の立案や総合的な経営・技術指導の調査研究などを行う機関として設置する。

(イ) 専門技術員の活動内容

a 普及指導員に対する指導

(a) 普及指導員の活動に対する指導

普及指導計画の策定指導及び普及指導活動に必要な技術や知識、普及指導活動方法等について指導する。

(b) 普及指導員の研修

専門技術員は、「普及指導員研修基本指針」に基づき、普及指導員の研修を支援する。

さらに、研修の結果ならびに普及現場における研修の成果をとりまとめ、次年

度の研修実施計画に反映させる。

(c) 普及情報の収集、分析、提供

普及活動に必要な試験研究成果などの情報の収集、分析・加工及び提供を行う。

b 技術対策の総括

県域の技術課題に対する対応方針の策定・調整などを行う。

c 調査研究

試験研究機関等で開発された技術の現地適応等を図るため、農業改良普及センター及び試験研究機関等との連携のもとで、民間の技術者や技術力の高い農業者の協力も得つつ、実証圃の設置等により実証に取り組む。

(2) 計画的な普及指導活動の実施とその成果等の適切な評価

農業改良普及センターは、管内における普及指導活動を計画的かつ重点的に行うため、実施方針に即し、管内の農業・農村の現状、農政推進上の課題、農業者のニーズ等を踏まえ、普及指導活動の対象や課題ごとの活動方針・計画等を示すものとして、計画の期間をおおむね5カ年とする普及指導基本計画（以下「基本計画」という。）及び毎年度ごとに定める普及指導年度計画（以下「年度計画」という。）を策定し、関係機関と課題の共有化に努めることとする。また、農業技術防除センター専門技術部は、専門技術員基本計画及び専門技術員活動計画を作成する。

ア 基本計画の策定

基本計画は、普及指導員が普及指導活動を体系的かつ継続的に行うための指針となるよう、次の内容が盛り込まれていることを基本とし、必要に応じて中間見直しを行う。

(ア) 農業及び農村の現状と将来方向

(イ) 普及指導活動の基本的な考え方

(ウ) 普及すべき事項（普及課題）の設定と重点対象課題、5年後の目標等

イ 年度計画の策定

年度計画は、基本計画で明らかにされた普及指導活動に即して、当該年度に実施しようとする普及指導活動について、次の内容が盛り込まれることを基本とする。

(ア) 普及指導活動の推進方針

(イ) プロジェクト課題及び重点課題に係る計画（普及課題、対象の技術等の実状、到達目標、活動内容・方法、担当者、関係機関・団体との連携等）

(ウ) 効果の測定に必要な事項（効果の測定項目、測定方法、測定対象等）

ウ 普及指導活動の評価

農業改良普及センター及び農業技術防除センター専門技術部は、効率的な普及活動の実施とその深化を図るため、普及指導員の活動記録を適切に作成するとともに、年度計画書に対して年度実績書を作成する。また、農業改良普及センターは普及指導計画等に基づく、活動計画や活動体制、活動成果について、必要性、有効性、効率性等の観点を踏まえて評価を実施し、課題の解決状況等に係る要因分析、改善すべき点の把握、改善方策等の検討等を行い、その評価結果を普及指導活動等に適時的確に反映する。さらに、活動成果を広く公表し、普及事業について県民の理解を深めるように努めるものとする。

また、調査研究についてもその成果を普及指導に活用するよう努めるものとする。

## 4 民間との連携の在り方

普及指導活動の重点化を図るとともに、農業経営を総合的に支援していく観点から、現地の課題解決に当たっては、普及指導協力員の協力を得るとともに農協等との役割分担を明確にし、連携を図るとともに、経営指導等の分野では民間専門家等を積極的に活用する。

### (1) 普及指導協力委員の委嘱と活動

農業改良普及センターは、青年農業者等に対する農業経営及び集団活動等に関する指導や研修の受入などを担う指導農業士と女性農業者組織等の育成指導、農村の活性化に関する活動、農村女性の経営・社会参画の促進などの活動を行う女性農村アドバイザーを「普及指導協力委員」として委嘱し、積極的にその協力を得る。

普及指導協力委員は、普及指導員に協力して、農業経営の改善や新規就農者の掘り起こし活動など、地域課題の解決に資するための活動を行う。

### (2) 農業協同組合との役割分担・連携

農業団体の組織再編が進められる中、普及指導員と営農指導員等との役割を明確にしたうえで、地区技術者連絡協議会等との連携を深めながら現地課題解決に取り組む。

### (3) 民間専門家の活用

経営指導内容の高度化や、家族経営から農業生産法人への進展に伴い、労務・税務等の特殊な分野に対する要請が増加しつつある。

このため、税務、会計・経理、労務管理、農産物加工、マーケティング、IT化等の専門分野については、より高度な知識や技術を持つ民間専門家等を活用する。

## 5 研修教育の充実強化

次代の佐賀農業の担い手を確保・育成するため、青年農業者等の研修や学校教育への取り組みを充実する。

### (1) 県農業大学校における研修教育

ア 県農業大学校の学生に対し、農業技術及び経営の高度化に対応できる技術、経営管理能力などの教育を実施し、幅広い視野や豊かな心を養い、時代を担う若い農業者として育成する。

イ 農業者に対しては、発展段階に応じた技術・経営研修や、指導者研修を行う。

ウ 新たに就農を志向する他産業従事者などが、働きながら就農準備のための研修を受講する機会の創設を行う。

エ 農業を担うべき者の育成機関として機能を十分発揮できるよう、青年農業者等育成センター、農業改良普及センター、農業高校等との連携を強化するよう努める。

オ 農業大学校の研修教育の取り組みについては別に定める。

### (2) 普及指導協力委員等の活用による研修の充実

普及指導協力委員等の積極的な協力を得ながら、就農希望者等に対する研修が、より効果的で体系的に行われるよう、情報の提供・交換などにより研修の充実を図る。

### (3) 青年農業者の自主的活動に対する支援

次代を担う青年農業者や農業青年クラブ等による地域課題解決への取り組み又は技術の改善、経営強化のためのプロジェクト研究やクラブの組織運営等に対する支援を通じ、自主的な組織活動の活性化を推進する。

#### (4) 学校教育との連携

将来の進路決定時期にあたる高校生等に対しては、先進農家への視察や意見交換の場の設定など、学校農業クラブと農業青年クラブリーダーとの交流会の開催などを通じ、職業としての農業の魅力などを啓発する。

また、農業大学校では学校教職員などを対象とした指導者養成研修等の取り組みを行うとともに、学校教育現場に対し基礎的な技術についての助言、実技指導等の支援を行う。

## 第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

### 1 行政施策の活用

効率的かつ効果的な普及事業を展開するため、普及指導活動の主体性を確保しつつ、課題解決の手段として、農業改良資金、就農支援資金等の制度資金や各種補助事業等を基本計画及び年度計画に位置付け、積極的に活用する。

### 2 農業改良普及推進協議会

関係機関や代表農家等で組織する農業改良普及推進協議会を設置し、普及指導活動に対するニーズを十分把握するとともに、普及指導計画の樹立や、活動成果の評価、関係機関の連携・役割分担等、普及指導活動の推進に関する事項について協議・調整を行う。

### 3 都道府県間の連携の強化

全国的な普及指導活動の課題に対する普及指導員の効果的な活動を確保するため、都道府県間の情報の共有等に努めるものとする。

### 4 他産業との連携の確保

地域の多様な資源の活用等による地域農業の振興を図る観点から、農業以外の産業に関する企業や研究機関、指導機関との連携の確保に努める。

### 5 農業に関する教育への協力

県民の農業に対する理解の増進並びに将来における農業の担い手の確保に資するよう、農業体験学習等の取組を推進する教育機関、市町、農業協同組合等が行う農業に関する教育に対し、情報提供や相談活動等の協力・支援を行う。